

行政視察報告書

令和7年8月18日

会派代表者 殿

呉市議会議員

榎垣美良

亀井聡美

上村臣男

阪井昌行

次のとおり行政視察したので報告します。

1. 視察期日

令和7年8月4日（月），5日（火）

2. 調査項目

横須賀市 終活支援について

さいたま市 さいたま市ケアラー支援条例について

3. 参加議員

阪井 昌行，榎垣 美良，亀井 聡美，上村 臣男
（海田町議会議員同行）小田 久美，大高下 光則

4. 随行者

なし

神奈川県 横須賀市

■調査項目

終活支援について

- ・エンディングプラン・サポート事業
- ・終活情報登録伝達事業（通称、わたしの終活登録事業）

■調査対応者

地域福祉課終活支援センター 特別福祉専門官 北見 万幸氏

■調査期日

令和7年8月4日（月） 14：00～15：30

■横須賀市の概要

人 口：388,197人

世帯数：192,089世帯

■調査目的

周役期の課題解決に向けて2つの終活支援（誰もひとりにさせない）について

■調査内容

【横須賀市からの説明】

- ・周役期の死後事務まで課題

日本の世帯数の将来推計

2020年単独世帯38.0% （65歳以上13.2%）

2050年単独世帯44.3% （65歳以上45.1%）

（10人中1人が無縁仏になっている）

横須賀市では取り手のない遺骨問題がふえる。

全国的にも増加しており、9割以上が身元判明、かつ生前から孤立していた。

生きているうちに死後の相談窓口がない。

- ・エンディングプラン・サポート事業

本人が生前に市役所相談

①相談・訪問

②事業対象者が否か（独居、頼れる身寄り無し、低所得、少資産）

③生前毎月電話で安否確認

④3～4か月は1度は訪問

⑤死後は納骨まで寄り添って見届け

契約履行を見届け

葬儀社へ市民が自ら費用を前納（骨費一27万円）

死後事務委任契約
死後納骨まで履行

・エンディングプラン・サポート事業の効果

- ①ES登録後、死後の葬送の意思が尊重された市民 開始10年で84人
 - ②ES未登録での死後、意思が確認できず引取無し 510人
- 21.1%の人が生前意思の尊重ができた。

・家族・親族以外で身元判明しても引き取りてがない背景

- ①バブル崩壊
- ②携帯電話が主流化（連絡先がわからない）

・終活情報登録制度の整備は急務

- ①子どものいない夫婦墓がわからない。
- ②姪、甥の居場所がわからない。
- ③生前の契約がわからない。
- ④家族に連絡が取れるまでに遺体を火葬

・私の終活登録事業

所得制限も年齢制限もなし、希望する全ても市民が選択し登録

- ①本籍・筆頭者
- ②緊急連絡先
- ③支援、身元保証事業者、グループ等
- ④医師、薬、アレルギー
- ⑤リビングウィルの保管先
- ⑥臓器提供に関する意思表示
- ⑦エンディングノートの保管場所
- ⑧葬儀、納骨、遺品整理の生前契約、献体の生前登録
- ⑨遺言の保管先
- ⑩お墓の所在地
- ⑪自由登録事項

倒れて入院時、徘徊して保護など緊急時
本人の意思を得た特定の人だけに回答

・墓埋法の適用を防止して、尊厳を守る

- ①ES事業で守る。

墓埋法9条の適用前に本人意思で民間事業者と死後事務委任契約を締結。市が見守ることで、生前と死後の尊厳を守る。

- ②わたしの終活登録で守る。

本人の意思情報の端緒が伝わる制度を市で用意し、尊厳を守る。

③市民参加で守る

孤独な本人が元気な時から後継人の有資格市民のE S事業参加で守る。

■質疑応答

Q：後見人養成講座を受けた人が4か月に1回訪問しているが、65歳以上での人、変更したいときは、後見人を変えられるか？

A：出来ます。

Q：マイナンバーカードの利用はできるか。

A：必要最低限、薬、連絡先、かかりつけ医、マイナンバーカードで本人登録があれば一番いい。

Q：マイナンバーカードの話がありましたが、カードが利用できますか。

A：緊急連絡ができ助かる。連絡できるシステム化をしていないので、今は難しい。

Q：墓地埋葬法の9条は変更できないか、現況に合わないように思います。

A：公益救急ではあるが、変えることができれば、非常に助かります。

Q：公証役場に登録がありますか。

A：公証役場、本当に還元してくれている。公証役場の登録してもその方を見つけてもらわないと同じことになる。

Q：呉社協も考えているみたいです。

A：エンディングプランサポートは、市役所は相談事業のみで社協に相談したが難しいと思われたので変更しました。

Q：呉市で、社協にやってもらいたいといったが、研究しますといわれた。

A：基本は登録まで、あとは民間と民間でお願いしています。我々には相続に対して権限がないので、あとは民間で、そして、エンディングノートは、うちは配らない、市に登録をしてもらうだけ。

Q：呉市は、エンディングノートを6,000枚配っている。広告が入っていない。広島大学と連携してやっています。

A：それはすごい是非やった方がいい。

Q：具体的には今からがスタートです。

A：はじめて書く人は10人に1人ぐらいしかいませんから、大丈夫です。

Q：目標は。

A：1万人だったが、なかなか増えない。助かった人は40人で、4%ある。

Q：登録がないので、本人の思いにならなかった人を何人も見ました。

A：うちの事業は終活登録制度で、説明書があります。

Q：このデータが、パソコンにあり、登録できるんですか？

A：登録できます。

Q：呉市も地域が広くて、高齢者が多い、本庁舎に行かなくて、市民センターでもやっていますか？

A：それはしていない，だから電話をしてもらう。

Q：高齢者は難しくないですか。

A：説明しても，最後は，話がもとに帰るので代筆しています。

Q：家族が見てもめることはないか。

A：そういうことがありました。息子から電話があり，怒られていた。お母さんに代わってくださいと。また，うちがやっていて，不動産会社の息子と寄りが戻ったこともあった。

Q：マイナンバーに登録できるか。

A：ベースがしっかりしているとできるが，長岡市がやっているが。1000 万かかっている。

Q：システムは，横須賀市はどうしているか，お聞きします。

A：住所・氏名は紙で保管している。

Q：登録をした人が死亡したら番号を抜くのか。

A：台帳はロッカーに眠っていて，志望すれば死亡登録に移す。

■呉市での展開の可能性

呉市としては，「わたしの心づもり・人生の彩ノート」を6,850冊お配りしていることから，このノートをお配りしていることは，まず，下地ができていると思いますので，呉市としては，「わたしの終活事業」から徐々に登録進めていき，研修資料の中にありましたように，独居老人，低所得者，生活保護者等がわかってくれば，最終的には，墓地埋葬法9条が使える方を対象として，エンディングプランサポート事業を考えて行けば良いと思います。

埼玉県 さいたま市

■調査項目

さいたま市ケアラー支援条例について

・調査対応者

さいたま市福祉局生活福祉部地域福祉推進室室長 山口 美紀氏
さいたま市福祉局生活福祉部地域福祉推進室主任 舟橋 健人氏
さいたま市福祉局いきいき長寿推進課地域支援係主査 大西 慶明氏
さいたま市福祉局障害福祉部障害福祉課係長 川邊 明里氏
子ども未来局こども家庭総合センターこども家庭支援課課長 石川 秀一氏
さいたま市福祉局生活福祉部地域福祉推進室室長補佐 上原 永行氏
さいたま市福祉局生活福祉部地域福祉推進室主事 平松 芳正氏
他6名にて対応（福祉推進室のキャリア教育プログラム実習生2名）含む

・調査期日

令和7年8月5日（火）10：30～12：00

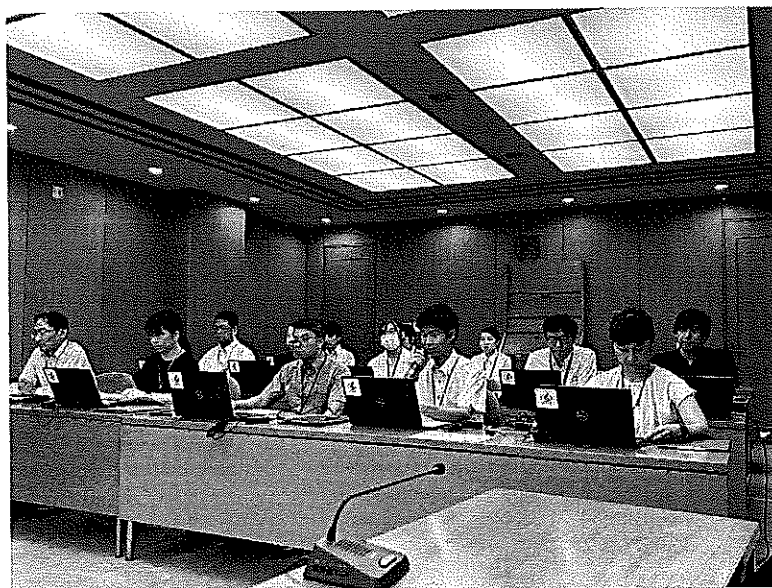
・さいたま市の概要

人口：1,345,012人

世帯数：640,263世帯

■調査目的

近年、介護や看病などが必要な家族等が無償でお世話する方（ケアラー）の身体的・精神的負担などが社会問題化しており、ケアラーの中には、自身の日常生活などに支障をきたしているにも関わらず、誰にも相談できず、社会的に孤立してしまう方もいると伺う。こうした背景を踏まえ、ケアラー支援の先進地である、さいたま市に学び条例の制定の在り方等を学び、呉市に活かすべく調査に伺う。



■調査内容

【さいたま市からの説明】

条例制定の経緯 ケアラー支援を取巻く環境

・ケアラー決して特別な存在ではなく、少子高齢化、核家族世帯の割合の増加等に伴い、誰もがケアする側にもされる側にもなり得る。また、介護等の対象は、高齢者だけでなく、障がい者、医療的ケア児など多岐に渡り、。ケアの在り方も多様化している。とりわけヤングケアラーと言われる 18 歳未満の若い世代が介護を担う事により、日常生活だけでなく、進学、就職等に支障が出る恐れがあり、近年大きな社会問題となっている。

埼玉県と国の動向

・R 2 年 3 月 埼玉県ケアラー支援条例制定（全国で初）

（国）R 3 年 3 月「ヤングケアラー支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」が発足。厚労省と文科省の枠を超えた検討を開始。

さいたま市の動向

・R 3 年 6 月 ヤングケアラーの実態調査実施（市立中・高等・中等教育学校）
部局横断的な検討を行うために R 3 年 7 月「ケアラー・ヤングケアラー支援に向けた検討プロジェクトチーム」を設置し、条例制定に向けた検討を開始

R 4 年 3 月 パブリックコメント実施

R 4 年 6 月 議会報告会

R 4 年 7 月 「さいたま市ケアラー支援条例」施行

プロジェクトチームの構成

・3 局 7 課・室（福祉局・子ども未来局・教育委員会事務局）

局	部	課・室
福祉部	生活福祉部	地域福祉推進室
	長寿応援部	いきいき長寿推進課
	障害福祉部	障害福祉課
子ども未来局	子ども育成部	子ども・青少年政策課
		子育て支援課
	子ども家庭総合センター	子ども家庭支援課
教育委員会事務局	学校教育部	総合教育相談室

組織名は R 7 年 4 月 1 日現在 適宜関係課と連携は図っている。

全般的な周知啓発は、地域福祉推進室が担っている。

各部署が主体的に関わる体制で取組んでいる。

さいたま市条例の主な特色として3点（県との違い）

① 前文を規定

- ・条例制定に至った背景や制定への思いを入れ込む。

② 早期発見を責務として規定（第4条関係）・・・早期発見が重要な事から規定

- ・支援を必要とするケアラーの早期発見に市として取組む事を明確化

③ ケアラー支援に関する政策を規定（第9条関係）

- ・基礎自治体として取組むべき政策の方向性を具体的整理

条例制定後の体制

- ・R6年度から、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するために「さいたま市地域福祉連絡会議」の組織構成の中に、ケアラー・ヤングケアラー支援専門部会を設置し、部局横断的な検討を年に一度開催

条例制定後の周知啓発について

- ・リーフレット、ポスターを作成し幅広く配布
- ・啓発動画の作成
- ・WEB広告の活用
- ・その他・・・駅デジタルサイネージ、映画館広告、電車内広告等様々な媒体を活用し周知啓発 紙媒体とデジタル媒体を活用し周知への展開を図る。

さいたま市ケアラー電話相談事業について

設置に至った背景には、R3年6月に介護者にアンケートを取った際に、ケアラーに役立つ情報の提供であるとか、電話や広報による相談体制の整備を求める声が多く設置に至った。

「事業概要」

- ・専門的な知識を備えた相談員が、様々な悩みや心配事、不安等を抱えたケアラーからの相談に応じている。（福祉士、看護師、介護支援専門等）

「開設後の累計相談件数」

年度	R4	R5	R6	合計
件数	43	261	665	969

R4年度は12月～

「周知・啓発」

- ・チラシ配布
- ・市の公式ライン HP等を活用しR7年7月14日現在、6,202件閲覧
必要な方への相談窓口等で具体的な相談や必要な所管につないでいる。

日中一時支援事業（夕方支援）について

「事業概要」

- ・障がいを持ちの方が、日中過ごせる場所を提供しケアラーの方も一時的な休息を図る事を目的としている事業。障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置付けられているもの。

その中でも、夕方支援については、ケアラーの方の就労を機会等の拡大を目的として、生活介護等の通所サービス利用後に日中一時支援事業にて過ごす場所を提供するものとなる。

「事業開始までの課題（R3年度当時）と変遷」

課題

◎ケアラーの声として、

生活介護等日中活動利用後の夕方の預かりサービスの創設をして欲しい。

通所先の開所時間を延ばして欲しい。

通所先からの帰宅に備え、家族が仕事を辞めざるを得ない。

◎事業者の声

- ・現行の生活介護の報酬体系では延長は厳しい。

変遷

- ・R4年4月1日より家族等の事情により、生活介護等の日中活動との同日利用を可能にした。
- ・R4年7月1日より日中一時支援事業所として登録可能な事業者に生活介護者を追加
- ・R6年4月1日より児童発達支援・放課後デイサービスの同日利用を可能拡大

「事業者登録数の推移」

（事業所数） 各年度4月1日時点

年度	R3	R4	R5	R6	R7
事業所数	19	20	21	22	25
市内事業所数	4	4	5	6	13

R7年4月1日時点の市内事業者数13事業（内稼働事業所＝5事業所）

現在、13事業所が登録中ではあるが、増やしていく予定との事。

ヤングケアラー等訪問支援事業について

「事業概要」

- ・家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる居宅を、支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う。（虐待の未然防止等含む）

「支援対象」

- ・ 梶・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭のうち、各区こども家庭センターにおけるケースカンファレンスにおいて支援が必要と判断した家庭（対象家庭の負担は無料）

「支援内容」

- ・ 支援員の訪問 ・ ・ 提供料・利用時間等を含め具体的な支援については、各区こども家庭センターにおけるカンファレンスに於いて決定
- ・ 支援員の業務内容 ・ ・ 食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行等の家事支援、育児のサポート、きょうだいの世話等育児・養育支援、不安や悩みへの傾聴等
- ・ R7年3月末時点で9世帯の利用実績
- ・ 訪問頻度は週に1～2回 1時間～2時間／回 （家事支援が多い）
- ・ アンケートの回答は、事業者からは負担が軽減されたとの回答あり。

「当初予算」

- ・ 14,616千円（R7年度）

「関係機関との連携」

- ・ 本人自らが気づき、支援を求める相談をする事から始まるのだが、自ら求めて相談をするという事が、当面の課題なので、各関係機関と連携して、ヤングケアラーの支援に必要な家庭の早期発見し、支援につなげていく。
- ・ 具体的には、こども家庭支援センターの職員を、アウトリーチとして小中学校へ訪問して、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者と情報を共有し支援が必要と思われる子の把握をしている。
- ・ 今後の取組としても、早期発見に取組んで参りたい。

【質疑応答】

Q：自治会・民生委員などとの情報共有は

A：43件から600件超

Q：リーフレットの配布、声を上げる方の見つけ方

A：紙だけでなく、電子媒体（バナー広告）で市に繋がるよ、トレイチャンネル、映画での広告等、気づける方を増やす取組をしている

Q：学校での周知の仕方

A：戸別の面談で把握、全生徒へのアンケート等で把握
子ども向けのリーフレット、関係者向けの研修会を開催

Q：先生も含むのか？

A：先生はなく、教育委員会の研修等で周知

Q：先生の資質により見つけられる人と温度差があると思うが

A：県では、福祉合同研修会を教育委員会が実施、研修会で資質を高めている

Q：実態調査の担当は

A：教育委員会が担当している

Q：アンケートの取組は埼玉県独自のものか

- A：県の取組みで端末上で回答を頂いている
家事のお世話と、ヤングケアラーとの境目が分からないので、個別の面談で判断
- Q：電話相談件数が増えているのが
- A：6年7年の取組の変更はないので、分かりかねる
- Q：LINE相談でのツールの活用は
- A：電話のみの取組でラインは使用していない
埼玉県ではLINEの相談は受けている
ケアラーの取組事業として実施
市では2次元コードからのアンケートの取組をしている
- Q：ヤングケアラーと青年ケアラーの実数の把握をどうしているのか
- A：ヤングケアラーは教育委員会が実施した調査がある
R3年度
世話をしている中学生4.5% 世話をしている0.69高校生
R4年度
2.79%小学生 2.27%中学生 1.14%高校生
ケアラーの数は数字としては把握していないが、クラス30人なら1人～2人と全国平均なみになると思う。
ケアラーについては数字の把握はしていない。
- Q：呉は17名（家事の範囲を超える人数）
こどもたちに光を当てる工夫は？（声なき声で困っている子供への支援は？）
- A：本人が声を上げるのは難しいので、周りが気づいてあげる
担任が中々家庭に入るのはハードルが高く悩ましい問題
- Q：条例制定へのアドバイス
- A：どこの所管かという問題があった、こども障がい等プロジェクトチームを結成し連携体制をどうするか、ケアラー支援として我が事として取組むのが大切と思う。
- Q：色々な部署が取組んでいるが、条例ができてから動いているのか。
- A：条例ができてから体制ができています。
- Q：ケアラー連盟との意見交換と、実態調査を、アンケートやニーズ調査等で政策に反映している。
条例の中に責務とあるので積極的に取組んでいる
- Q：電話相談事業とあるが、状況が分かっている対応の仕方及びその後の流れは？
- A：相談を受けてから、サービスを案内していく、必要な支援に結び付けている。
子ども家庭センターと連携し学校と地域と情報を共有している。
- Q：利用料金は
- A：負担ない
- Q：サービス内容とスケジュール
- A：事業者さんが訪問等で対応をしている。

ケアラーの判断があれば利用をして頂いている。

ケースカンファレンス市の職員で担っている。

Q：介護保険の制度を御存じない方も多し、利用の実態の周知もできていない

A：地域包括支援センターで受けて、対応

障害・介護ともつながりが、状況を見極めて適所につないでいる

Q：介護認定を受けてない人へ緊急性がある場合の対応

A：介護認定まで3か月かあるので、ボランティアにつなぐケースもある

Q：日中の一時支援事業の対象者は

A：障害のある方が対象

Q：障害福祉

A：使用には、該当にあたる利用者証明書が必要となる

虐待案件等があれば、対象になるが

Q：障害の一時支援預かりについて、時間の延長等要望もあるかと思うが、

A：生活介護の方が日中一時支援と連動して使用も可能

Q：移動手段は

A：支援側で対応している

Q：日曜日の利用とか、平日の時間外の対応はあるのか

A：事業者も人で不足もあるので、支援員の確保も全国的課題

Q：ケアラーに関しては、体制を整える事、条例を整える

A：数の把握より、行政・民間・地域住民等で社会全体の問題としてとらえ、ケアラーだけの問題でなく、社会全体の問題として条例を整え支え合っていくことが大事と思う。ケアラー支援も個人や家庭においても様々な問題あり多種多様と思われます。

【呉市での展開の可能性】

ワンストップサービスの呉市では、条例制定をされている自治体と遜色のない体制が整っていると認識しておりますが、本市においても条例を制定し、ケアラーの方が負担に思わないような体制を自治体で整えていく事が大切だと思います。

条例を制定することによって、一段と各部・課・室の体制も一段と充実するものと思われます。